

平成 29 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	23	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 資本金 1 億円以下の中小企業等については、貸倒引当金の繰入限度額の計算は、貸倒実績率によらずに法定繰入率によることができることとされているが、事業協同組合（事業協同小組合及び協同組合連合会を含む）及び商工組合（商工組合連合会を含む）（以下「組合」という。）については、さらに繰入限度額を 12% 増しとすることが認められているところ。 本税制の割増措置の適用期限を 2 年間（平成 30 年度末まで）延長する。 ・ 特例措置の内容 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長について、国税において延長が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第 57 条の 9、第 68 条の 59 において措置された場合、国税との自動連動を図る。）		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号		
減収 見込額	[初年度] — （ ▲2,902 の内数 ） [平年度] — （ ▲2,902 の内数 ） [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	（1）政策目的 組合は、中小企業等が、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことによって、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もってその自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的行為の向上を図ることを目的に設立されたものである。 そのため、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を充実させることにより、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の健全な取引活動を支援する。 （2）施策の必要性 組合は実施する共同経済事業の内容に応じて、金銭債権（共同販売・共同受注）、貸付債権（資金の貸付）等を有することとなり、その取引先は現在の経済情勢の下で倒産する確率が高い中小企業が多い。そのため、倒産の予測可能性の見極めは困難であり、また、貸倒実績のブレが大きくなる傾向にある。 仮に取引先が倒産した場合には、組合の財務が毀損し、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及することが懸念される。また、組合員は製品の販売等において共同経済事業に依存していることから、組合員の経営に甚大な影響を及ぼすおそれがある。 これらのことから、本税制措置によって中小企業の経営基盤の強化を図る必要がある。		
本要望に 対応する 縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4－3 経営安定・取引適正化																																																												
	政策の達成目標	本税制措置により、組合の貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。																																																												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成30年度末まで）																																																												
	同上の期間中の達成目標	組合の貸倒れに係るリスクへの対応力の確保及び経営基盤の安定・強化																																																												
有効性	政策目標の達成状況	組合の資金繰りは、東日本大震災の影響により悪化し、以降改善傾向にあるが、依然として厳しい状況が続いている。そのため、本税制措置による中小企業組合の経営基盤の安定・強化は、引き続き必要である。 【資金繰りDIの推移（前年同月比）】 <table><tr><td>○平成25年 3月期</td><td>▲19.2</td><td>○平成27年 3月期</td><td>▲13.5</td></tr><tr><td>○平成25年 6月期</td><td>▲17.5</td><td>○平成27年 6月期</td><td>▲12.5</td></tr><tr><td>○平成25年 9月期</td><td>▲13.2</td><td>○平成27年 9月期</td><td>▲13.3</td></tr><tr><td>○平成25年12月期</td><td>▲8.2</td><td>○平成27年12月期</td><td>▲11.2</td></tr><tr><td>○平成26年 3月期</td><td>▲5.8</td><td>○平成28年 3月期</td><td>▲13.0</td></tr><tr><td>○平成26年 6月期</td><td>▲13.3</td><td>○平成28年 6月期</td><td>▲13.1</td></tr><tr><td>○平成26年 9月期</td><td>▲14.7</td><td></td><td></td></tr><tr><td>○平成26年12月期</td><td>▲13.8</td><td></td><td></td></tr></table> （出典：全国中小企業団体中央会「中小企業月次景況調査」） （調査対象：2,600 組合の役職員） また、組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレも大きくなっている。 【貸倒発生組合数等の推移】（金額単位：百万円） <table><tr><td></td><td>H23 年度</td><td>H24 年度</td><td>H25 年度</td><td>H26 年度</td><td>H27 年度</td></tr><tr><td>発生組合数</td><td>326</td><td>683</td><td>653</td><td>515</td><td>371</td></tr><tr><td>発生件数</td><td>2,608</td><td>3,825</td><td>3,918</td><td>2,369</td><td>2,226</td></tr><tr><td>貸倒総額</td><td>3,098</td><td>6,522</td><td>5,669</td><td>2,883</td><td>4,517</td></tr></table> （出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。）					○平成25年 3月期	▲19.2	○平成27年 3月期	▲13.5	○平成25年 6月期	▲17.5	○平成27年 6月期	▲12.5	○平成25年 9月期	▲13.2	○平成27年 9月期	▲13.3	○平成25年12月期	▲8.2	○平成27年12月期	▲11.2	○平成26年 3月期	▲5.8	○平成28年 3月期	▲13.0	○平成26年 6月期	▲13.3	○平成28年 6月期	▲13.1	○平成26年 9月期	▲14.7			○平成26年12月期	▲13.8				H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	発生組合数	326	683	653	515	371	発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226	貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517
	○平成25年 3月期	▲19.2	○平成27年 3月期	▲13.5																																																										
	○平成25年 6月期	▲17.5	○平成27年 6月期	▲12.5																																																										
○平成25年 9月期	▲13.2	○平成27年 9月期	▲13.3																																																											
○平成25年12月期	▲8.2	○平成27年12月期	▲11.2																																																											
○平成26年 3月期	▲5.8	○平成28年 3月期	▲13.0																																																											
○平成26年 6月期	▲13.3	○平成28年 6月期	▲13.1																																																											
○平成26年 9月期	▲14.7																																																													
○平成26年12月期	▲13.8																																																													
	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度																																																									
発生組合数	326	683	653	515	371																																																									
発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226																																																									
貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517																																																									
要望の措置の適用見込み	<table><tr><td></td><td>H28 年度</td><td>H29 年度</td><td>H30 年度</td></tr><tr><td>特例利用見込組合数</td><td>7,013</td><td>6,891</td><td>6,772</td></tr></table> 注）全国中小企業団体中央会が平成 28 年度に実施した貸倒引当金利用実態調査による貸倒引当金実施比率・特例利用実施比率と同様に推移すると仮定し、組合数の動向を踏まえて見込組合数を推計した。						H28 年度	H29 年度	H30 年度	特例利用見込組合数	7,013	6,891	6,772																																																	
	H28 年度	H29 年度	H30 年度																																																											
特例利用見込組合数	7,013	6,891	6,772																																																											
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	中小企業の倒産比率は次のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。 組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続し、組合の共同事業の破綻を回避することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。 【中小企業倒産比率の推移】 <table><tr><td></td><td>H23 年</td><td>H24 年</td><td>H25 年</td><td>H26 年</td><td>H27 年</td></tr><tr><td>倒産比率</td><td>1.40%</td><td>1.36%</td><td>1.23%</td><td>1.10%</td><td>0.92%</td></tr></table> （出典：東京商工リサーチ「倒産月報」、法務省「登記統計」、中小企業白書の情報を基に算出）						H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%																																													
	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年																																																									
倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%																																																									
		ページ		23－2																																																										

相 当 性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	【国税】 ○法人税率の軽減（法人税法第66条） ○事業利用分当の損金算入（法人税法第60条の2） 【地方税】 ○事業税の軽減税率の適用（地方税法第72条の24の7） ○事務所及び倉庫の固定資産税の非課税（地方税法第348条） 等
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	法人税率の19%の軽減税率（年800万円以下の所得には15%）は、組合が以下の特徴を有するが故に内部留保の充実が不可欠であることから、その充実を目的としている。 (1) 組合は、信用力、資金調達が弱い中小企業が不足する経営資源の相互補完を図りつつ、協同して事業に取り組むために設立。 (2) 組合は、具体的には、共同販売、資金の貸付け、共同施設の設置等による経営体質改善、生産性の向上、新たな設備の導入を図るための事業等を行うが、中小企業の集合体であるため財務基盤が脆弱。 貸倒引当金の特例は、貸倒リスクを伴う共同経済事業を行う組合が、貸倒れによって内部留保が毀損することを防止し、また、組合員への影響を防止することを目的としており、繰入限度額の12%増しとすることが認められている。 これらの税制措置を相互に活用することで組合の経営基盤の安定、かつ中小企業の経営基盤の強化につながる。 なお、地方は、本制度が活用されることにより、地域の同業種を網羅する組合が安定した財政基盤の上で事業を行うことにより裨益されるものである。
	要望の措置の 妥当性	組合の取引先が倒産した場合、組合事業の停滞などにより、その損害や取引不安が組合や組合員はもとより、組合の債権者等にまで連鎖的に波及する。また、組合員は共同経済事業に依存していることから、そのリスクは個々の組合員の事業存続に甚大な影響を及ぼす。 そのため、貸倒引当金の繰入れを十分に行い、その損害や取引リスクを軽減することによって、組合の健全な発展と組合員及び債権者の企業経営も継続可能となる。
ページ		23-3

税負担軽減措置等の適用実績

平成28年7月の全国中小企業団体中央会サンプル調査結果によると、平成27年度において全体の約3割の組合（7,434組合）が貸倒引当金を見積もっており、このうちほぼすべての組合（7,137組合）が本税制措置を利用している。

【貸倒引当金適用実績の推移】（金額単位：百万円）

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
減収額実績	国税	319	316	286	311
	地方税	151	164	149	148
組合総数	31,211	30,574	30,020	29,667	29,154
繰入実施組合数 （実施割合）	5,181 (16.6%)	8,958 (29.3%)	8,826 (29.4%)	8,307 (28.0%)	7,434 (25.5%)
引当金繰入額 （1組合平均）	21,676 (4.2)	24,166 (2.7)	24,775 (2.8)	24,124 (2.9)	21,715 (2.9)
特例利用組合数	4,963	8,761	8,552	8,099	7,137
特例繰入限度額 （1組合平均）	10,536 (2.1)	15,524 (1.8)	14,034 (1.6)	15,275 (1.9)	12,754 (1.8)

（出典：全国中小企業団体中央会調査による試算・推計。）

貸倒引当金の繰入実施組合は全体の約3割となっている。また、平成24年3月の全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」によると、債権回収リスクが比較的高い事業である「共同受注事業」（18.0%）、「共同販売事業」（10.5%）が組合の重点事業となっており、本税制措置は実質的な適用対象組合でほぼ利用されている。また、本税制措置は幅広い業種で利用されている。

【組合の重点事業の割合】

	重点事業としている組合の割合
共同受注事業	18.0%
共同販売事業	10.5%
事業資金の貸付事業	4.7%
債務保証事業	1.6%

（出典：平成24年3月全国中小企業団体中央会「事業協同組合実態調査報告書」 有効回収組合数：2,379組合）

【引当実施組合の業種別割合の推移】

	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
製造業	30.1%	28.6%	27.8%	27.2%	26.2%
建設業	17.9%	15.7%	16.1%	16.4%	18.2%
運輸業	8.4%	9.0%	8.9%	10.0%	10.5%
卸売業	5.9%	9.5%	9.6%	9.1%	9.6%
小売業	14.6%	13.4%	13.4%	13.6%	11.4%
サービス業	15.8%	12.4%	13.2%	12.0%	11.7%

（出典：全国中小企業団体中央会調査）

「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績

影響額	道府県民税	633,256千円の内数
	事業税	2,412,760千円の内数
	市町村民税	1,557,809千円の内数
	地方法人特別税	1,954,336千円の内数

税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）

中小企業の倒産比率は次のとおり推移している。組合の主力事業である共同販売等の貸倒れにより、組合事業が停滞することは、組合・組合員はもとより、その債権者を巻き込んだ多数の関係企業の事業継続を困難にさせる。

組合は、上記貸倒れに備えるために、貸倒引当金を設定していることから、本税制措置を継続することによって、貸倒リスクの連鎖化に歯止めをかけ、企業が集積する地域経済への悪影響を回避する。

【中小企業倒産比率の推移】

	H23 年	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年
倒産比率	1.40%	1.36%	1.23%	1.10%	0.92%

（出典：東京商工リサーチ「倒産月報」、法務省「登記統計」、中小企業白書の情報を基に算出）

前回要望時の達成目標	本税制措置により、貸倒れに係るリスクへの対応力を確保し、中小企業の事業基盤の安定化及び組合の取引活動の健全化を図る。					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	組合における貸倒れの発生件数・貸倒総額のブレが大きくなっている。					
	【貸倒発生組合数等の推移】 (金額単位：百万円)					
		H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
	発生組合数	326	683	653	515	371
	発生件数	2,608	3,825	3,918	2,369	2,226
	貸倒総額	3,098	6,522	5,669	2,883	4,517
(出典：全国中小企業団体中央会調査による推計。)						
これまでの要望経緯	○昭和25年度 貸倒準備金制度創設					
	○昭和39年度 貸倒引当金への変更					
	○昭和41年度 中小企業等の特例創設（割増率20％）					
	○昭和55年度 中小企業等の割増率の縮減（割増率20％→16％）					
	○平成12年度 公益法人等及び協同組合等を除き、廃止					
	○平成17年度 2年延長					
	○平成19年度 2年延長					
	○平成21年度 2年延長					
	○平成23年度 1年延長					
	○平成24年度 3年延長					
	貸倒引当金制度の対象の限定（中小法人等）					
	組合等の割増率の縮減（割増率16％→12％）					
○平成27年度 2年延長						
			ページ	23－5		